特名随意契約の理由書

1　案件番号　　障委－３０

2　案件名　　宝塚市障碍（がい）福祉情報支援システム
報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　契約日から令和７年（２０２５年）９月３０日まで

5　契約相手方
住所：　神戸市中央区磯上通７丁目１番５号　三宮プラザＥＡＳＴ
社名：　富士通Ｊａｐａｎ株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
国からの通知による令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における一部改修（追加）に対応するため、障碍（がい）福祉情報支援システムを改修するものです。
現行の障碍（がい）福祉情報支援システムは、富士通Ｊａｐａｎ株式会社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム開発で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結します。

7　問合わせ先　　課名：障碍（がい）福祉課　　内線：２５４０

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　障委－３１

2　案件名　　宝塚市障碍（がい）福祉情報支援システム
標準化過渡期連携対応作業委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町外　地内

4　契約期間　　契約日から令和７年（２０２５年）１０月３１日まで

5　契約相手方
住所：　神戸市中央区磯上通７丁目１番５号　三宮プラザＥＡＳＴ
社名：　富士通Ｊａｐａｎ株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
標準準拠システムへの移行を令和８年度（２０２６年）に実施するまで、現在の障碍（がい）福祉情報支援システムと、令和７年度（２０２５年）１０月１４日に実施する住基システム及び税システムとのデータ連携を維持する必要があり、障碍（がい）福祉情報支援システム側の対応にかかる作業は、同システムの所有者で既存連携を構築した上記事業者しか対応できないため、特名随意契約の相手方に指定する。

7　問合わせ先　　課名：障碍（がい）福祉課　　内線：２５４０

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　障委－３５

2　案件名　　宝塚市障碍（がい）福祉情報支援システム
標準化中間サーバコネクタ更新対応作業委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町外　地内

4　契約期間　　契約日から令和７年（２０２５年）１０月３１日まで

5　契約相手方
住所：　神戸市中央区磯上通７丁目１番５号　三宮プラザＥＡＳＴ
社名：　富士通Ｊａｐａｎ株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
本市で導入している中間サーバコネクタが標準化対応により更新されるため、既存連携の障碍(がい)福祉情報支援システムとの連携を再構築する必要があり、同システムの所有者で既存連携を構築した上記事業者しか対応できないため、特名随意契約の相手方に指定する。

7　問合わせ先　　課名：障碍（がい）福祉課　　内線：２５４０

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　健せ支委－４

2　案件名　　宝塚市不足額給付システム開発等業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　契約日　～　令和７年(２０２５年)１１月２８日まで

5　契約相手方　所在地：兵庫県神戸市中央区東町１２６番地
社　名：日本電気株式会社

6　指定理由
（根拠）

地方自治法施行令　第 167 条の 2 第 1 項　第２号　該当

宝塚市契約規則　第 20 条 1 項　ただし書　該当

（指定理由）

不足額給付は、国の「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」を受けて令和６年度に実施した定額減税を補足する給付金（調整給付）に続く給付事業です。調整給付との強い関連性があり、カスタマイズされた前回データを引き継ぐ必要があるため、先の事業において給付対象者等を管理するシステムの開発等を委託した上記の業者と随意契約を締結します。

7　問合わせ先

課名：せいかつ支援課　給付金担当　　内線：２５９５

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　健せ支委－５

2　案件名　　宝塚市不足額給付コールセンター等運用業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　契約日　～　令和７年(2025 年)１１月２８日まで

5　契約相手方　所在地：東京都港区芝浦３丁目４－１
社　名：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第 167 条の 2 第 1 項　第５号　該当

宝塚市契約規則　第 20 条 1 項　ただし書　該当

（指定理由）
不足額給付は、国の「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」を受けて令和６年度に実施した定額減税を補足する給付金（調整給付）に続く給付事業です。国により令和７年６月２日を事務処理基準日として、以降速やかに給付事務を開始しなければならないとされており、入札を実施する時間的余裕がないため、本給付金と関連の深い定額減税を補足する給付金（調整給付）の給付業務を受託した上記の業者と随意契約を行います。

7　問合わせ先
課名：せいかつ支援課　給付金担当　　内線：２５９５

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　健推委－３

2　案件名　　町ぐるみ健診業務委託

3　案件場所　　宝塚市市内一円

4　契約期間　　令和７年（２０２５年）６月　１日　～
令和８年（２０２６年）３月３１日

5　契約相手方
住所：　神戸市中央区海岸通１番地
社名：　兵庫県厚生農業協同組合連合会

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第２号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）　本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律及び、健康増進法等に基づく、特定健康診査、後期高齢者健康診査、基本健康診査、各種がん検診事業等であり、市民等の医療・健康のニーズに対して、的確で効率的なサービスの提供が求められます。
　受託者は、検査の実施や精度管理の資格、認定等を有し、当市が求める日程での検診機器の配置、並びに専門技師やスタッフ等を派遣できることが必須条件となります。
　その上で、一定レベルの精度を有し、健診形態に合わせた事業を実施できるなど、優れた能力を有するという当市の求める条件を満たす者は当該相手方しかなく、以上のことから特名随意契約を締結します。

7．問合わせ先　　健康推進課　　内線：２８６８

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　K3－07

2　案件名　　宝塚市広報番組制作業務委託

3　案件場所　　宝塚市　東洋町外　地内

4　契約期間　　契約締結日　から　令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

5　契約相手方　住所：大阪府大阪市福島区福島 2-4-3
社名：株式会社デジアサ

6　指定理由　　（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第２号該当
宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
令和 6 年度（2024 年度）は公募型プロポーザルにより決定した株式会社デジアサに同業務を委託した。YouTube 広告に対するチャンネル登録者増加の最低保証数を示すことができ、かつ令和 6 年度（2024 年度）に実施した番組制作及び PR の分析結果から、より効果的に市の情報を幅広い世代により届けることができるのは、株式会社デジアサのほかにいないため、同事業者と契約する。

7　問合わせ先　課名：広報課　　内線：2032

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　Ｋ１３―１０

２　案件名　　コンビニ交付システム標準化対応業務委託

３　案件場所　　宝塚市東洋町　外地内

４　契約期間　　契約締結日から令和８年（２０２６年）３月３１日まで

５　契約相手方　住所：大阪市西区土佐堀２丁目２番１７号
社名：富士フイルムシステムサービス株式会社

６　指定理由　　地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当
宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当
(指定理由)
本件は現在使用しているコンビニ交付システムに対する改修業務であり、税務基幹システムの標準化に伴うものである。著作権等の都合により、コンビニ交付サービスの利用契約をしている上記業者以外が作業を行うことは難しく、また上記業者に委託することで、効率的かつ安定的に作業を行うことができるため。

７．問合わせ先　課名：市民税課　内線：２４４３

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　SK2

2　案件名　　「令和７年国勢調査」用品保管・仕分・配送業務委託

3　案件場所　　宝塚市　市内一円外

4　契約期間　　契約日　から　令和７年（2025 年）９月 30 日　まで

5　契約相手方

住所：西宮市津門仁辺町 6-2

社名：㈱トータルロジシステム

6　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第２号該当

宝塚市契約規則　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）

令和7年5月26日に実施した指名競争入札において入札者がなかったため、不調となった。請負可能な業者をあたったところ、上記業者のみ予定価格の範囲内での金額で受託可能であったため、上記業者を選定した。

7　問合わせ先

課名：市民相談課　　内線：2495

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　Ｋ４－１８２

2　案件名　　SKYSEA バージョンアップ業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町　地内

4　契約期間　　契約日　～
令和７年（２０２５年）８月３１日

5　契約相手方
住所　神戸市中央区東町１２６番地
社名　NECフィールディング株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第　１　項ただし書該当

（指定理由）
当該契約でバージョンアップを行う SKYSEA Client View については、上記契約相手方が管理サーバ等の機器及びソフトウェアの保守運用を行っているシステムであるため、他の事業者による作業ができません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7　問合わせ先
課名：情報政策課　内線：４７０６

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　K4-204

2　案件名　　中間 SVPF 三次システム移行対応業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町　　地内

4　契約期間　　契約の日　～
令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

5　契約相手方
住所：　神戸市中央区東町１２６番地
社名：　日本電気株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　2　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
地方公共団体情報システム機構は、現行の中間 SVPF を中間 SVPF 三次システムに移行予定です。
三次システムへの移行に際し、新たに次期 VPN 装置が配付されるためネットワーク整備、接続確認、中間サーバコネクタの設定変更等が必要です。
中間サーバコネクタは日本電気株式会社の製品であるため、設定変更は同社しか実施できません。また本作業は、ネットワークを構成する機器等に対する作業であり、作業の遂行にあたっては本市特有のセキュリティ等に関する情報と障害発生時の迅速な対応が不可欠です。本市の既存の機器や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通し、ネットワークの安定運用の維持や万が一の障害発生時においても迅速な対応が可能であることから、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7．問合わせ先
課名：　総務部情報政策課　　内線：　4703

特名随意契約の理由書

１　案件番号　　Ｃ２－８－１

２　案件名　　ボイラー等定期点検整備委託

３　案件場所　　宝塚市小浜１丁目地内

４　契約期間　　契約日　～　令和７年(2025)年　１１月２８日

５　契約相手方

住所：大阪市西区土佐堀１丁目３番２０号　三菱重工大阪ビル

社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

６　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条１項ただし書該当

（指定理由）

当該機器は本市施設専用に設計されたプラント設備であり、点検整備にあたっては、プラントの性能、仕様、機能を熟知し、同形式プラントの点検整備を行った経験等のノウハウを生かす必要があります。

また、施設自体が古く、点検整備時に追加整備が必要な場合も多く、限られた停止期間内に部品を調達し、完全な整備を行うことができるのは設備の設計建設を行ったプラント製造業者のメンテナンス会社しかありません。

以上のことから当該焼却炉を設計建設した三菱重工業株式会社のメンテナンス会社で当施設を含め多数の整備実績のある三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社との特名随意契約を行う。

７．問合わせ先

課名：　管理課

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　Ｒ７－２

2　案件名　　若者・ミドル世代キャリア形成支援事業業務委託

3　案件場所　　宝塚市東洋町外　地内

4　契約期間　　契約締結の日　～
令和８年（２０２６年）２月２８日

5　契約相手方　　認定 NPO 法人　宝塚 NPO センター
兵庫県宝塚市栄町２－２－１　ソリオ１－３階

6　指定理由　　（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第　２　号該当
宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
就職に向けて何らかの事情により、自ら就職活動を行うことが困難な就職氷河期世代をはじめとする中高年層を含む幅広い世代の方 に対して、社会経験のための学習等を通じて、働くイメージを育て、就労意欲を高めるとともに、継続就労が可能となるようなきめ細やかな就労支援を行う事業で、十分な実績と継続的に支援を行うことができる体制が求められる。
このため受託事業者の選定にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を募集し、企画提案された内容について、若者・ミドル世代キャリア形成支援事業業務委託プロポーザル審査会にて審査し、採点した。
受託候補者に選定された認定 NPO 法人宝塚 NPO センターは、これまでの実績により、速やかにかつきめ細やかな支援を行うことができ、また、厚生労働省が委託し実施する地域若者サポートステーション事業と連携することで、若者・ミドル世代の自立に向けた支援を円滑に遂行することもでき、非常に高いクオリティでの事業実施が見込まれることから、特名随意契約相手方として指定する。

7．問合わせ先　　課名：商工勤労課　　内線：２４０６

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　なし

2　案件名　　宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センター
消防救急デジタル無線システム基地局無線装置修繕

3　案件場所　　宝塚市伊孑志３丁目外　地内

4　契約期間　　契約の日　～
令和８年（２０２６年）３月３１日

5　契約相手方
住所：神戸市中央区東町１２６番地
社名：日本電気株式会社

6　指定理由
（根拠）
地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項　第２　号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）
消防救急デジタル無線システム（以下「無線システム」という。）は、他の通信環境の影響を受けることなく、消防機関が個別で伝達できる消防通信網であり、消防活動になくてはならない設備です。
本市が保有する無線システムは、日本電気株式会社製の機器で構成されており、今回実施する一部の機器修繕を実施できるのは同社のみであることから、同社を指定するものです。

7　問合わせ先
課名：指令課　　内線：７１－２８３０

特名随意契約の理由書

1　案件名　　プロパンガス（単価契約）
（宝塚市立西谷小学校および西谷中学校屋内運動場空調用）

2　案件場所　　宝塚市立西谷小学校および宝塚市立西谷中学校

3　契約期間　　令和 7 年（2025 年）6 月 11 日～令和 8 年（2026 年）3 月 31 日

4　契約相手方
住所：兵庫県神戸市北区道場町塩田字下芝名２０８１－４
社名：（株）ミツワ

5　指定理由
（根拠）地方自治法施行令　第１６７条の２第１項第 2 号該当
宝塚市契約規則　第２０条第１項 ただし書 該当

（指定理由）
本件は、指名競争入札に付したものの、参加者が 1 者にとどまったため、不調となったものである。
当該施設においては、屋内運動場の空調設備の稼働に必要なプロパンガスを安定的かつ継続的に供給する必要があり、保安体制や配送体制を含めた供給能力を有する事業者が地域的に限られている状況にある。入札に応札した業者は、当該施設への供給実績があり、現地の設置状況や使用条件を熟知していることに加え、緊急時の対応体制も整備されている。また、本契約に基づくガス供給は、平時のみならず災害時における避難所機能の維持にも関係するものであり、供給の遅延や中断が市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。
以上のことから、当該事業者を契約相手方とする。

6　問合わせ先
課名：教育企画課　　内線：2175

特名随意契約の理由書

1　案件番号　　国保委－１５

2　案件名　　早期介入保健指導事業業務委託（単価契約）

3　案件場所　　宝塚市東洋町外地内

4　契約期間　　契約日　～　令和８年（２０２６年）３月３１日

5　契約相手方

住所：東京都千代田区飯田橋 3-10-10 ガーデンエアタワー23 階
社名：KDDI 株式会社

6　指定理由

（根拠）

地方自治法施行令　　第１６７条の２第１項第２号該当

宝塚市契約規則　　第２０条第１項　ただし書　該当

（指定理由）

本事業は、厚生労働省の認可を受けた血液検査キットを用いて、郵送により血液検査を行えること、また、パソコンやスマートフォンを用いて利用申込や血液検査の確認、健康情報の提供を一体的に行えるという上記相手方の特許技術であることから、他社での実現は不可能であり、また、本市及び他市での実績も有することから、上記相手方と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定及び宝塚市契約規則第２０条第１項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。

7．問合わせ先

課名：国民健康保険課　　内線：２６６１